

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	1-1
処分の種類	救助に関する業務への従事命令			
根拠法令条例等・条項	災害救助法第7条第1項			
処分の概要	知事は、救助を行うため特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、内閣総理大臣からの他の都道府県知事に対する応援の指示を実施するために必要があると認められるときは、医療又は土木建築関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (災害は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 災害救助法第7条第1項 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			